



平成 27 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社カネカ
代表者名 代表取締役社長 角倉 護
(コード番号 4118 東証・名証各第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 石原 忍
(TEL 06-6226-5169)

セメダイン株式会社株式(証券コード 4999)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社カネカ(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、セメダイン株式会社(コード番号 4999、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場している対象者株式 4,445,000 株(株式所有割合(注) 29.61%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同じです。))を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、本日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(注) 株式所有割合とは、対象者が平成 27 年 11 月 10 日に提出した第 82 期第 2 四半期報告書(以下「第 82 期第 2 四半期報告書」といいます。)に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(15,167,000 株)に、新株予約権(105 個:第 82 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の平成 27 年 6 月 19 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(26 個)、対象者が平成 27 年 6 月 19 日に提出した第 81 期有価証券報告書に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の平成 20 年 6 月 27 日開催の対象者定時株主総会決議及び平成 20 年 9 月 26 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(20 個)、平成 21 年 7 月 24 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(20 個)、平成 22 年 7 月 9 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(20 個)、平成 23 年 6 月 24 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(19 個)、平成 24 年 6 月 22 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(29 個)、平成 25 年 6 月 19 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(30 個)及び平成 26 年 6 月 19 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(38 個)の合計(202 個)から、本日現在までに行使されたと対象者より報告を受けた数(97 個)を控除した新株予約権の数)の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(105,000 株)を加算し、第 82 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する普通株式に係る自己株式数(259,099 株)を控

除した株式数（15,012,901株）を分母として計算しております。以下同じです。

本公開買付けは、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること、及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を3,212,000株（株式所有割合21.39%。なお、本公開買付けによる当該3,212,000株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者株式（7,657,000株）の株式所有割合は51.00%。）としております。

そのため、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（3,212,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,212,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

対象者が本日公表した「株式会社カネカによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものであり、また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は、平成27年12月7日にSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）より取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）に示された評価額のレンジの範囲内に含まれており、かつ、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年12月7日の終値に対して一定のプレミアムが付されていることを踏まえ、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、対象者株式が東京証券取引所における有価証券上場規程第601条に規定される上場廃止基準（以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。）に抵触するおそれが生じた場合、当社は、立会外売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行う意向であることを踏まえ、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会決議の詳細については、下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和24年に創業した後、同年10月31日に東京証券取引所市場第一部、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。なお、平成25年7月に東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場が統合され、これに伴い、東京証券取引所市場第一部に指定されております。）市場第一部に上場し、また、昭和24年12月21日に株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しました。本日現在、当社、連結子会社64社、非連結子会社29社及び関連会社14社（うち、持分法適用関連会社3社）で構成された当社グループは、化成品、機能性樹脂、発泡樹脂製品、食品、ライフサイエンス、エレクトロニクス、合成繊維、その他に関係する事業まで幅広い分野でグローバルに事業を展開しております。

当社グループでは、平成21年9月の創立60周年を機に策定した長期経営ビジョン「KANEK A UNITED宣言」において、平成32年の連結売上高1兆円（第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日）の連結売上高：552,189百万円）、海外売上高比率を70%（第91期（平

成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日) の海外売上高比率 : 38.2%) へと目標を定め、グループ企業の連携強化による国内事業の収益力強化と新事業の創出、海外事業の成長加速に向けた取り組みを進めております。

また、「KANEKA UNITED 宣言」の実現に向けて、「環境・エネルギー」「健康」「情報通信」「食料生産支援」の 4 つの成長分野へ経営資源を重点配分し、成長と変革をキーワードに価値ある事業を創出し、事業活動を通じて社会へ貢献することを目指しております。

一方、対象者は、大正 12 年に創業され、昭和 43 年には東京証券取引所市場第二部に上場し、本日現在、対象者、連結子会社 10 社及び持分法適用関連会社 1 社で構成された対象者グループは、接着剤、シーリング材の専門メーカーとしての基盤を確立しており、その品質や技術力の高さは国内外に広く知られております。

また、対象者グループは、「より良い製品をより多くの人に提供することにより社会貢献する」という創業以来変わることのない企業理念のもと、大正 12 年 11 月に溶液型接着剤である「セメダイン A」(昭和 6 年に「セメダイン」を商標登録)をはじめとし、昭和 13 年 3 月に完成した日本初の合成接着剤で無色透明で耐水性・耐熱性・速乾性に優れた「セメダイン C」により、模型飛行機ブーム、教育支援活動等を経て全国的に広く普及しその名称が接着剤の代名詞と言われるほど今日でも広く使用されております。その後も耐久性に優れ、建物内外装の広範囲な用途に適するシーリング材「セメダイン POS シール」、粘着接着が可能な無溶剤の弾性接着剤「セメダインスーパー X」等、数多くの画期的製品を市場に送り出しております。開発力の高さでも定評があり、近年には海外展開にも積極的に取り組み、昭和 52 年の台湾子会社「台湾施敏打硬股份有限公司」の設立を皮切りとして、昭和 56 年にタイ、平成 23 年に中国、平成 24 年にフィリピン、平成 25 年に米国へと海外展開を推進し、グループ全体の事業基盤を強化・拡大するための施策を実行中であります。

国内事業を取り巻く環境は、近年は雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続き、また、接着剤市場においては、平成 32 年に予定されている東京オリンピックに向けたインフラ整備(競技場等の新規建設、建築物・道路・鉄道の耐震補強や補修等)による需要の増加により一定程度の市場の拡大は期待されるものの、シェア拡大に向けて低環境負荷製品の開発や、接着力や耐久性に優れた製品や高付加価値製品の開発にしのぎを削る状況が続いております。

また、さらなる成長を実現するためには、市場の規模が限定される国内のみならず、海外特に市場の規模が大きい欧米市場への進出が重要と考えております。海外市場は成長著しい状況にある一方、グローバルにおける競争環境は益々厳しさを増していることから、その変化に対応するためには新製品の開発を主とした事業基盤のさらなる強化及びスピードアップが不可欠であると考えております。

当社グループは、製造する変成シリコンポリマー等を対象者グループへの製品原料として供給しており、両社グループの協力関係形成に向け、当社は、段階的に対象者株式を取得してきております。具体的には、平成 2 年 4 月に第三者割当増資により 2,000,000 株(当時の発行済株式総数(13,650,000 株)に対する割合 14.65%)を取得して以降、市場内外における取引を通じて、平成 9 年 3 月~10 月に 22,000 株(当時の発行済株式総数(13,650,000 株)に対する割合 0.16%)、平成 12 年 2 月に 906,000 株(当時の発行済株式総数(15,167,000 株)に対する割合 5.97%)を取得し、最終的に平成 20 年 8 月に市場外取引により 1,517,000 株(当時の発行済株式総数(15,167,000 株)に対する割合 10.00%。1 株当たり 440 円)を取得することで、所有株式数を 4,445,000 株(株式所有割合 29.61%)とし、対象者を当社の持分法適用関連会社としました。

かかる関係に基づき、両社はこれまでも相互の事業拡大に向け協力してまいりましたが、上記のような環境の中、平成 27 年 9 月上旬以降、両社間で連携の在り方について協議・検討を開始いたしました。

その結果、新製品の開発を主とした事業基盤のさらなる強化及びスピードアップを実現するためには、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、両社の経営資源を有効に活用して下記のような事業シナジーを創出することが必要であるとの認識で一致し、両社は本公開買付けを通じて、今後高成長が期待できる海外特に欧米市場での新規の構造用接着剤（注1）や複合材用接着剤（注2）開発といった事業におけるさらなる発展を目的とした資本業務提携関係を強化することについて、平成27年10月中旬に合意いたしました。

（注1） 構造用接着剤：

自動車、船舶、航空機等の構造部材に使用される接着剤。通常よりも高い強度が求められ、エポキシ樹脂系、フェノール樹脂系、アクリル樹脂系接着剤など剛性が高く、一般的に接着力の高い構造用接着剤が使用される。

（注2） 複合材用接着剤：

航空機、車両に使用される繊維強化プラスチック等、2つ以上の異なる材料を一体的に組み合わせた材料を製造するために使用する接着性能を高めた専用接着剤のこと。複合材は、軽量化による燃料効率アップ等のメリットにより今後大きな需要拡大が期待されているため、複合材用接着剤の需要も合わせて拡大が見込まれている。

本公開買付けは、両社の資本業務提携関係強化による企業価値向上を目的としたものであり、当社が対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社化することで、従来以上に連携を緊密化して経営判断の迅速化を図ると共に、両社グループの有する資産、技術、ノウハウ、海外ネットワーク等の経営資源をより一層活用することにより、両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現することを目指したものです。

当社及び対象者は、これまで実務担当者レベルで事業上の協力関係を構築し、事業を進めてまいりましたが、対象者が、当社の持分法適用関連会社から連結子会社になることで、さらに両社の資産、技術、ノウハウ、海外ネットワーク等の事業の基盤となる経営資源の開示及び提供を通じて、海外特に欧米市場における新規事業開発に向けた連携、シナジーの実現が期待できると判断しております。例えば、海外サプライチェーンの相互活用、先端分野における両社での研究開発など、より緊密に協働していくことが可能となります。

当社及び対象者は、相互の技術や販売チャネルを活用して、工業用を中心とした新たな接着剤関連事業の開発や海外市場での事業拡大に向けた協業の可能性を今後検討していくとの方針で一致しております。

具体的な施策及び事業シナジーとしては、以下のものを想定しております。

1. 対象者グループが有する接着剤に関する技術、具体的には各種原料の配合技術、耐久性、接着性をはじめとした配合物の物性評価技術及び接着剤をより有効に使用するための技術と当社グループが有する原料樹脂に関するポリマー合成技術を組み合わせ、海外特に欧米市場における新規の構造用接着剤、複合材用接着剤の開発を推進し相互の事業基盤を強化する。
2. 当社グループが独自で行ってきた電装品やLED部品用の新規開発製品である熱伝導性接着剤（注3）と対象者グループの電子材料用接着剤を両社の製品ラインナップに加え、これらの幅広いラインナップを相互の販路を活用することにより拡販し、相互の業容を拡大する。

（注3） 熱伝導性接着剤：

熱伝導性が高く熱放散性に優れる接着剤。電装品等の高温に晒される部品の接着をはじめとした用途に使用される。

以上のように、当社及び対象者は、両社間の提携関係をさらに強化し、両社の資産、技術、ノウハウや海外ネットワーク等の経営資源の相互提供・有効活用を促進することにより、上記施策を実

行することが、両社の企業価値の最大化に繋がると考えており、そのためには、対象者が当社の連結子会社となることが極めて有効であるとの考えで一致したことから、当社は、本日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 27 年 9 月上旬以降、当社との協議の中で、対象者にとって当社は、対象者グループの製品原料の供給元であり、これまでも相互の事業拡大に向け協力してきましたが、平成 27 年 10 月中旬に、友好関係をさらに深めていくことによって得られるメリットは大きいという結論に至ったとのことです。また、対象者は、平成 27 年 9 月上旬以降、当社との協議の中で、対象者が、当社の持分法適用関連会社から連結子会社になることで、事業の基盤となる経営資源の開示、提供等を通じて、海外特に欧米市場における新規事業開発に向けた連携やシナジーの実現が期待できると判断したとのことです。対象者は、平成 27 年 10 月中旬に、本公開買付けは、当社による対象者の連結子会社化による一層の関係強化、ひいては、両社の企業価値向上という観点から極めて有効と考えるに至ったとのことです。詳細については、下記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(ii) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針につきましては、対象者が継続発展するためには対象者の独自性を尊重し、自主性を保った経営をしていただくことが重要と認識しており、引き続き対象者の創業以来の経営理念である「より良い製品づくり」に邁進していただき、対象者が策定する事業戦略を進めていただきたいと思います。また、当社は上記「(i) 本公開買付けの目的及び背景」に記載した両社シナジーを早期に実現し、対象者の企業価値を高めるため、当社グループとの連携強化に取り組んでまいります。

なお、本日現在、対象者取締役 6 名のうち 1 名（代表取締役社長の岩切浩氏）が当社出身者であります。岩切浩氏は、平成 24 年 4 月に対象者に転籍しており、本日現在、当社従業員を兼務している状況ではございません。現時点では、対象者の役員構成を含むガバナンス体制の変更は考えておらず、また、本公開買付け成立後の経営体制につきまして、現時点で決定している事項もございません。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式 4,445,000 株（株式所有割合 29.61%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社が野村証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」

といます。)の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、SMB C日興証券は、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また対象者と比較的類似する事業を営む上場類似会社が複数存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して対象者の株式価値の算定を行い、対象者はSMB C日興証券から平成27年12月7日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、SMB C日興証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、SMB C日興証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 473 円～489 円
類似上場会社比較法	: 531 円～694 円
DCF法	: 471 円～603 円

市場株価法では、平成27年12月7日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における直近1ヶ月間の終値単純平均値489円(小数点以下四捨五入。本項において以下終値単純平均値の計算について同様です。)及び直近3ヶ月間の終値単純平均値473円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を473円から489円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を531円から694円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の平成28年3月期から平成31年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を471円から603円までと分析しているとのことです。

なお、SMB C日興証券が算定に用いた対象者の業績見込みにおいては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があるとのことです。これは、原料である国産ナフサ価格の低下等により材料費が減少したこと等の理由により、平成28年3月期において連結営業利益10億円を予定しており、対前年度比較で大幅な増益となること、また、建築土木関連市場における受注が拡大し収益が増加すること等の理由により、平成31年3月期において対前年度比較で連結営業利益が約3割の増益となることを見込んでいるためとのことです。

(注) SMB C日興証券は、対象者株式の株式価値の分析に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関へ

の鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。SMBC日興証券の分析は、平成27年12月7日までの上記情報を反映しているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程における透明性及び合理性を確保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所を選任し、同法律会計事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、当社と対象者は、平成27年9月上旬より、両社事業のさらなる拡大と両社の企業価値向上に向けた協議を開始し、その後、本日まで複数回にわたり協議を重ねてきたところ、その中で、対象者は、平成27年10月中旬に、対象者にとって当社は、対象者グループの製品原料の供給元であり、これまでも相互の事業拡大に向け協力してきましたが、友好関係をさらに深めていくことによって得られるメリットは大きいという結論に至ったとのことです。

また、対象者は、平成27年9月上旬以降、当社との協議の中で、対象者が、当社の持分法適用関連会社から連結子会社になることで、事業の基盤となる経営資源の開示、提供等を通じて、海外特に欧米市場における新規事業開発に向けた連携やシナジーの実現が期待できると判断したとのことです。

このような協議を踏まえ、対象者は、平成27年10月中旬に、本公開買付けは、当社による対象者の連結子会社化による一層の関係強化、ひいては、両社の企業価値向上という観点から極めて有効と考えるに至ったとのことです。

対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格は、平成27年12月7日にSMBC日興証券より取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれており、かつ、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年12月7日の終値に対して一定のプレミアムが付されていることを踏まえ、少数株主の利益保護に十分留意されていると判断したことから、本日開催の取締役会において、対象者の取締役6名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、対象者株式が東京証券取引所上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行う意向であることを踏まえ、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、業務上の都合により欠席した社外監査役1名（小澤徹夫氏）を除き、対象者監査役3名が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。なお、上記対象者取締役会に欠席した小澤徹夫氏からも、上記対象者取締役会に先立ち、本公開買付けに関する説明を行ったうえで、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨を確認しているとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。一方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、対

象者と対応方針を協議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得する具体的な予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しております。本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限(3,212,000株)を設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で7,657,000株(株式所有割合51.00%)にとどまる予定であり、当社及び特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外されるもの(以下「小規模所有者」といいます。))及び対象者を除きます。)の対象者株式の所有株式数は、最大で7,852,390株(株式所有割合52.30%)にとどまる予定です。ただし、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所上場廃止基準のうち、株主数が、上場会社の事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないときの東京証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が東京証券取引所において上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が東京証券取引所上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議したうえで、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行います。その場合にも、当社は、できる限り、対象者議決権の過半数維持を可能とする方策を模索し、対象者と協議する考えです。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件について、現時点で決定している事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	セメダイン株式会社																				
② 所 在 地	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号ゲートシティ大崎イーストタワー																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩切 浩																				
④ 事業内容	接着剤、シーリング材、特殊塗料、粘着テープ等の製造販売																				
⑤ 資本金	3,050,375 千円																				
⑥ 設立年月日	昭和 23 年 4 月 22 日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 27 年 9 月 30 日現在)	<table> <tr> <td>株式会社カネカ</td> <td>29.30%</td> </tr> <tr> <td>セメダイン共栄会</td> <td>10.67%</td> </tr> <tr> <td>三菱商事株式会社</td> <td>6.64%</td> </tr> <tr> <td>東レ・ダウコーニング株式会社</td> <td>3.89%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.90%</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>2.63%</td> </tr> <tr> <td>信越化学工業株式会社</td> <td>2.63%</td> </tr> <tr> <td>日本ウイリング株式会社</td> <td>2.19%</td> </tr> <tr> <td>株式会社LIXIL</td> <td>1.97%</td> </tr> <tr> <td>アジアケンディージャパン株式会社</td> <td>1.35%</td> </tr> </table>	株式会社カネカ	29.30%	セメダイン共栄会	10.67%	三菱商事株式会社	6.64%	東レ・ダウコーニング株式会社	3.89%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.90%	株式会社りそな銀行	2.63%	信越化学工業株式会社	2.63%	日本ウイリング株式会社	2.19%	株式会社LIXIL	1.97%	アジアケンディージャパン株式会社	1.35%
株式会社カネカ	29.30%																				
セメダイン共栄会	10.67%																				
三菱商事株式会社	6.64%																				
東レ・ダウコーニング株式会社	3.89%																				
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.90%																				
株式会社りそな銀行	2.63%																				
信越化学工業株式会社	2.63%																				
日本ウイリング株式会社	2.19%																				
株式会社LIXIL	1.97%																				
アジアケンディージャパン株式会社	1.35%																				
⑧ 上場会社と対象者の関係	<table> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>当社は、本日現在、対象者株式 4,445,000 株（株式所有割合 29.61%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。 また、対象者は、本日現在、当社の普通株式 50,000 株（公開買付者株式所有割合（注 2）0.02%）を所有しております。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>当社より対象者に対し、原材料を供給しております。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当しません。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	当社は、本日現在、対象者株式 4,445,000 株（株式所有割合 29.61%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。 また、対象者は、本日現在、当社の普通株式 50,000 株（公開買付者株式所有割合（注 2）0.02%）を所有しております。	人 的 関 係	該当事項はありません。	取 引 関 係	当社より対象者に対し、原材料を供給しております。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当しません。												
資 本 関 係	当社は、本日現在、対象者株式 4,445,000 株（株式所有割合 29.61%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。 また、対象者は、本日現在、当社の普通株式 50,000 株（公開買付者株式所有割合（注 2）0.02%）を所有しております。																				
人 的 関 係	該当事項はありません。																				
取 引 関 係	当社より対象者に対し、原材料を供給しております。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当しません。																				

(注 1) 「⑦ 大株主及び持株比率（平成 27 年 9 月 30 日現在）」における持株比率の記載は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

(注 2) 公開買付者株式所有割合とは、当社が平成 27 年 11 月 12 日に提出した第 92 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（350,000,000 株）から、同報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在当社が所有する自己株式（16,921,587 株）を除いた株式数（333,078,413 株）に占める割合をいいます。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成27年12月8日(火曜日)
公開買付開始公告日	平成27年12月9日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成27年12月9日(水曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成27年12月9日(水曜日)から平成28年1月13日(水曜日)まで(20営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成28年1月27日(水曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金576円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付に関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村証券は、本公開買付における算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村証券から本日、本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、野村証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	: 472円~502円
類似会社比較法	: 371円~661円
DCF法	: 467円~650円

市場株価平均法では、平成27年12月7日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値502円、直近5営業日の終値単純平均値497円(小数点以下四捨五入。本項において以下終値単純平均値の計算について同様です。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値489円、直近3ヶ月間の終値単純平均値473円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値472円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を472円から502円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を371円から661円までと分析しております。

DCF法では、対象者の平成28年3月期から平成31年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を467円から650円までと分析しております。

なお、野村証券が算定に用いた対象者の業績見込みにおいては、対前年度比較において大幅な増減益

が見込まれている事業年度があります。これは、原料である国産ナフサ価格の低下等により材料費が減少したこと等の理由により、平成 28 年 3 月期において連結当期純利益 5 億円（小数点以下を四捨五入しております。）を見込んでおり、対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。なお、それ以降の期においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

当社は、野村証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、対象者株式の過去 1 ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に本日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 576 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である 1 株当たり 576 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 12 月 7 日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値 502 円に対して 14.74%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下プレミアムの数値（%）について同様です。）、平成 27 年 12 月 7 日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 489 円に対して 17.79%、平成 27 年 12 月 7 日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 473 円に対して 21.78%及び平成 27 年 12 月 7 日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 472 円に対して 22.03%のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

当社は、以下の経緯により本公開買付け価格について決定いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村証券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

(b) 当該意見の概要

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	: 472 円～502 円
類似会社比較法	: 371 円～661 円
DCF 法	: 467 円～650 円

(c) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、野村証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、対象者株式の過去 1 ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に本日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 576 円とすることを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3, 212, 000 株	一株	3, 212, 000 株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限 (3, 212, 000 株) 以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限 (3, 212, 000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。なお、対象者が本日公表した「単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成 28 年 1 月 5 日を効力発生日として、単元株式数を 1, 000 株から 100 株に変更することを決定したとのことです。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4, 445 個	(買付け等前における株券等所有割合 29. 61%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	194 個	(買付け等前における株券等所有割合 1. 29%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7, 657 個	(買付け等後における株券等所有割合 51. 01%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	194 個	(買付け等後における株券等所有割合 1. 29%)
対象者の総株主等の議決権の数	14, 880 個	

- (注1) 対象者は、平成 28 年 1 月 5 日を効力発生日として、単元株式数を 1, 000 株から 100 株に変更するとの決定をしておりますので、同単元株式数の変更に伴い、対象者の議決権の数が増減されます。なお、同単元株式数の変更及び議決権数の変更に伴い、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等後における株券等所有割合」は 51. 00%となり、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等後における株券等所有割合」は 1. 30%となります。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者 (ただし、小規模所有者を除きます。) が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、第 82 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 (1 単元の株式数を 1, 000 株として記載されたもの) です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第 82 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (15, 167, 000 株) に、新株予約権 (105 個: 第 82 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の新株予約権の数 (26 個) 及び対象者が平成 27 年 6 月 19 日に提出した第 81 期有価証券報告書に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の新株予約権の数 (176 個) の合計 (202 個) から、本日現在までに行使された数 (97 個) を控除した新株予約権の数) の目的となる

対象者株式の数（105,000株）を加え、第82期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在対象者が所有する普通株式に係る自己株式数（259,099株）を控除した株式数（15,012,901株）に係る議決権の数（15,012個）を分母として計算しております。

(注4) 各特別関係者が所有する株券等（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は194個を下回ることとなります。

(7) 買付代金 1,850,112,000円

(注) 買付予定数（3,212,000株）に、1株当たりの本公開買付価格（576円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成28年1月20日（水曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成28年2月3日（水曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,212,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,212,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単

元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。).

(注) 対象者が本日公表した「単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成28年1月5日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定したとのことです。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。また、公開買付期間満了の前日までに、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができ

ます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（その他の野村證券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはでき

ません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の当社の連結業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社への業績については、現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格は、平成 27 年 12 月 7 日に SMBC 日興証券より取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれており、かつ、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 12 月 7 日の終値に対して一定のプレミアムが付されていることを踏まえ、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのこと。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、対象者株式が東京証券取引所上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行う意向であることを踏まえ、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、併せて決議したとのこと。

なお、対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者が本日公表した「単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成 28 年 1 月 5 日を効力発生日として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを決定したとのこと。

以 上

・このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

・このプレスリリースには、セメダイン株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

・本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

・国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。